

令和4年度 第12回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第12回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年3月6日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

追加議案

- 日程第12 議案第8号 四国中央市農業委員会の所管に係る四国中央市個人情報保護条例施行規程の廃止について

出席委員（16名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治	6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫
9 尾 崎 之 隆	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久	13 紀 井 正 明
14 受 川 清 男	15 河 村 一 碩	18 眞 鍋 聖 二	19 川 上 雅 司
20 渡 辺 昇	21 越 智 寧	22 村 上 佳 清	23 近 藤 良 啓
25 鈴 木 敏 也			

欠席委員（3名）

11 坂 上 宏	12 眞 鍋 晴 豊	15 鈴 木 和 治
----------	------------	------------

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

10 喜 井 仁 志	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
------------	------------	------------

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三	次 長 三 宅 栄 一	係 長 武 村 美 保
係 長 三 村 真 都 華	主 査 金 子 愛 弓	専 門 員 白 石 直 樹

第 12 回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和 5 年 3 月 6 日(13 : 30～)
JA うま経済センター 2 階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、16 名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第 12 回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第 3 条の規定により、

11 番 坂上 委員

12 番 眞鍋 委員

15 番 鈴木 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

10 番 喜井 委員

16 番 合田 委員

17 番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

1番 大西 委員、2番 尾藤 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三村 係長

三 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年1月23日解約。

番号2の案件については、令和5年1月23日解約。

番号3の案件については、令和4年12月22日解約。

番号4の案件については、令和5年1月19日解約。

番号5の案件については、令和5年1月16日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白 石 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻と野菜の栽培を予定しています。

番号3と4の案件については、受人が同一人であるため、まとめて説明します。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者です。番号3、4ともに売買による所有権移転で、許可後は家族での農業経営により、水稻、里芋、サツマイモの栽培を予定しています。

番号5から8の案件は、受人が同一人であるため、まとめて説明します。番号5から8の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はぶどうの栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。県外在住の渡人から、近隣で耕作便利な申請地を買い受けるもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号11の案件については、贈与による所有権移転です。親戚関係にある県外在住の渡人から、近隣で耕作便利な申請地を譲り受けるもので、許可後は水稻の作付を予定しています。

番号12の案件については、売買による所有権移転です。市外在住の渡人から、自宅に隣接する耕作便利な申請地を買い受けるもので、許可後はハナシバ等の栽培を予定しています。

番号13と14の案件については、受人が同一人であるため、まとめて説明します。番号13、14ともに売買による所有権移転で、経営の安定を目指すものです。許可後はネギの作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員	異議ありません。
議 長	続きまして 2 番
委 員	異議ありません。
議 長	3 番と 4 番
委 員	2 月 17 日に石川委員と共にヒアリングと現地確認を行いました。 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で下限面積以上を取得する 新規就農者です。 受人は、過去に父親が経営していた柑橘栽培を手伝った経験があり、野菜、 水稻栽培については、アドバイスをもらえる親類等が居ること、農機具につ いても、トラクターを購入予定で、農作業の従事においては、妻、子供らの 協力を得られること、近隣耕作者との連携も図っていく意向などを確認し ました。 以上のことから、許可することは問題ないと思います。
議 長	5 番から 8 番
委 員	異議ありません。
議 長	9 番
委 員	異議ありません。
議 長	10 番
委 員	異議ありません。
議 長	11 番
委 員	異議ありません。
議 長	12 番
委 員	異議ありません。
議 長	13 番と 14 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、今回、私の関連案件がありますので、議長を職務代理
鈴木委員と交代いたします。

（議長交代）

職務代理 議長代理をさせていただきます、鈴木です。よろしくお願いします。

まず、最初に番号２番について採決いたします。

高橋会長、関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条
の規定により、会長の退席を求めます。

（高橋会長 退席）

職務代理 議案第１号、番号２番、「農地法第３条第１項の規定による許可申請」につ
いて、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

職務代理 挙手全員であります。

よって、番号２番は、原案のとおり許可することに決しました。

職務代理 高橋会長の入室を許可いたします。

（高橋会長 入室）

職務代理 高橋会長に報告します。高橋会長関連案件の番号２番、「農地法第３条
第１項の規定による許可申請」については、許可することに決しましたの
で、報告いたします。

高橋会長関連案件の採決が終了したので、これで議長を交代いたします。

（議長交代）

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 採決に入る前に、番号 11 番については、近藤委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、近藤委員の退席を求めます。

(近藤委員 退席)

議 長 議案第 1 号、番号 11 番、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 11 番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 近藤委員の入室を許可いたします。

(近藤委員 入室・着席)

議 長 近藤委員に報告します。近藤委員関連案件の番号 11 番、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」については、許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第 1 号中、番号 1 番及び 3 番から 10 番、12 番から 14 番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、現在、申請地2筆を含む3筆を敷地として、自己住宅及び物置が建設されています。申請地以外の土地については、昭和54年当時に転用許可を受け、住宅が建設されたものの、申請地については転用許可を受けずに一体利用されており、今回、無断転用状態を解消するものです。申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。なお、申請地は受人の所有地と水路を含む筆界未定地であり、水路については、転用申請することに関して、市・建設課に承諾を得ています。申請地は既に造成し、物置等が建設されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 母屋を解体したときに、小さい菜園場も一体的に整備してしまっていたようですが、今回、整理されましたので、問題ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とする

こととし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は15件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、申請地に隣接する自宅に居住していますが、手狭なため、申請地を譲り受けての駐車場及び倉庫建設で、周辺は住宅が密集し、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま。なお、申請地は既に造成し、ガレージ1棟が建設されているため、始末書が提出されています。

番号2の案件については、次に説明する、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の関連案件です。受人は電気工事業を営む法人で、現在、事務所の敷地内に社用車を駐車していますが、手狭で不便なため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は、紙類の製造・加工業を営む法人ですが、製品の需要が拡大するとともに、出荷量が増大し、恒常的な倉庫不足となっているため、申請地を譲り受けての倉庫建設です。3,000 m²を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市・都市計画課において審査されております。申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。

番号4の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建設で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は、現在、両親と同居していますが、結婚を控え、独立して住居を構えるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は、プラスチック製品業を営む法人で、現在の事業関連地だけでは資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けての資材置場及び駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は、認可地縁団体であり、地域の憩いの場である自治会館を災害時の防災拠点として役割を強化するため、申請地を譲り受けての敷地拡張で、申請地は第2種農地であり、既存施設と一体利用する必要があるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地の一部が既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号8の案件について、受人は、太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。また、現在北側の田へは、申請地から田落として水を補給していますが、申請者と北側の田の所有者との話し合いで、用水パイプを設置し、水が補給されることを申請代理人に確認しております。

番号9の案件について、受人は、現在、家族と共に賃貸物件に居住していますが、実家に近い申請地を渡人である父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は、建設業を営む法人ですが、近年工事の受注が増え、早急に資材置場が必要となったことから、申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地は小集団の農地であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。なお、渡人は相続手続中のため、法定相続人全員の同意書が添付されています。

番号11の案件について、受人は、住宅用地に適した申請地を妻より借り受けての賃貸共同住宅建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号12の案件について、申請者（受人・渡人）は番号11の樹園地の一部を20年以上前から転用許可を受けずに、鶏卵などの無人販売所に使用し、無断転用状態となっていました。今回、隣接地を転用するにあたり、申請地を分筆し、無断転用を是正するものです。なお、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請に伴い、始末書が提出されています。

番号13の案件について、受人は、自己住宅を建築し居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、渡人である父から申請地を借り受け、住宅を増築するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号14と15の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号14の案件について、受人は、電気設備の設計・施工業を営む法人

ですが、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け、資材置場を建設するもので、番号 15 の案件については、番号 14 及び諮問第 1 号「用途廃止」3 号の関連案件で、資材置場建設に伴い、用途廃止する水路の付替えに際し、敷地内では高低差があり水路用地が確保できなかったため、申請地を譲り受け、付替え水路を建設するものです。申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号 1 番

委員 異議ありません。

議長 2 番

委員 異議ありません。

議長 3 番

委員 異議ありません。

議長 4 番

委員 異議ありません。

議長 5 番

委員 異議ありません。

議長 6 番

委員 異議ありません。

議長 7 番

委員 異議ありません。

議 長	8 番
委 員	異議ありません。
議 長	9 番
委 員	異議ありません。
議 長	10 番
委 員	異議ありません。
議 長	11 番
委 員	異議ありません。
議 長	12 番
委 員	異議ありません。
議 長	13 番
委 員	異議ありません。
議 長	14 番と 15 番
委 員	異議ありません。
議 長	ほかに、質疑はありませんか。
委 員	(「特になし。」との声)
議 長	格別ないようですので、これより採決いたします。
議 長	議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員であります。
	よって、議案第 3 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。
議 長	日程第 6、議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金 子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。
- 番号1の案件については、当初計画者が一般個人住宅を建築するため、平成9年に農地転用許可を受け、事業計画に沿って工事を進め、申請地周囲の擁壁工事を終えていましたが、夫の転勤により住宅建築の必要がなくなり、転用目的が達成されないままでした。今回、承継者より申請地を譲り受け、駐車場を建設したいとの要望があったため、駐車場用地として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。
- 議 長 番号1番
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議 長 日程第7、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取

消願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願」について、説明いたします。

番号1の案件については、令和4年7月の総会において審議され、「異議なき旨の意見」を附して県へ進達し、同年7月21日付けで農地転用の許可を受けましたが、受人の都合により、許可の取消しを申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の賃貸借です。

番号2と3の案件については、2年間の使用貸借です。

番号4と5の案件については、5年間の賃貸借です。

番号6の案件については、2年間の使用貸借です。

番号7から14の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番と3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 4番、5番、特に異議ありません。

議 長 6番

議 長 7番から14番までの再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、議案第7号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第7号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、説明いたします。

番号1と2の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

番号1について、取得後はネギの栽培を予定しています。

番号2について、受人は、設立が「令和元年12月17日」、事務所は「西条市丹原町」に所在しており、西条市において、農地を所有し、借入地も含め約8haを耕作する認定農業者です。今回、当市で初めて農地を取得することから、農地法第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」の要件である、法人形態、事業内容、構成員、役員の要件及び農地法第3条に規定する取得要件を満たす必要がありますので、当法人の要件確認について、ご説明いたします。

まず、法人形態について、受人は「株式会社」であり、株式の譲渡に関し、「株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する」と規定しており、「非公開会社」であることから、法人形態の要件を満たしております。

次に、事業内容ですが、法人の主たる事業が、農業とその関連事業であることが要件となりますが、実績において農業が売上高の全部を占めていますので、事業要件を満たしております。

構成員の要件については、法人の総議決権の過半が農業関係者である必要がありますが、議決権のすべてを「その法人の行う農業に常時従事する者」が

有していることから、構成員の要件を満たしています。

役員の要件については、農地所有適格法人の理事等の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であること、また、法人の理事等又は法人の行う農作業について権限と責任を有する使用人のうち、1 人以上の者が法人の行う農作業に年間 60 日以上従事することが必要ですが、当法人の代表取締役及び役員の農作業への年間従事日数が 270 日であることから、役員の要件も満たしています。よって、法人として適格性を有しております。

次に、農地法第 3 条の規定による「農地の権利の取得要件」につきまして は、法人の業務を執行する役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、1 人以上の者が法人の行う農作業に常時従事することになっており、こちらも満たしています。

以上のことから、「農地所有適格法人」の資格要件及び権利取得の要件を満たしています。

なお、1 月 24 日に、農地の受け手としての要件を満たしているかを審査するため、鈴木職務代理及び委員 2 名で申請法人とのヒアリングを実施しております。農地取得後はネギの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号 1 番と 2 番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号13の関連案件です。当該「道」は、現在公共の用に供されていないため、住宅の増築に伴い、払い下げを受け、自己所有地とともに一体利用する予定です。なお、申請地は土地改良区管理の「道」ではないことを市・建設課にて確認しております。

番号2の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号3の関連案件です。倉庫の建設に伴い、「道」・「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、道については代替道を寄附する予定です。なお、水路については、現在、日常的に利用されていないため、付け替えはありません。また、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号3の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号14の関連案件です。資材置場建設にあたり、水路の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号15を代替水路として寄附する予定です。代替水路区

間は、現在並行して行われている道路拡幅工事の施工区間までとなります。
また、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号4の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号6の関連案件です。当水路は、現在、公共の用に供されていないため、資材置場及び駐車場建設に伴い、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 現地を確認しましたが、「道」は申請人の土地の一部となっていて機能しておらず、公共の用に供されていない状況であること、また土地改良区管理の「道」ではないことを市・建設課で確認しているとのことですので、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 番号2番

委 員 申請地は、転用により倉庫施設の一部になることから、現在の「道」と「水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。敷地内の排水は、近くの川に直接流すようになっております。また、地元水利組合の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号3番

委 員 道路拡張により、今ある資材置場の面積が縮小されることから、隣の農地を譲り受け、資材置場とするものですが、その間に水路があることから用途廃止し、付け替え水路を寄附する予定です。地元水利組合の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号4番

委員 3月1日に現地確認いたしました。地元土地改良区の同意も得られておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白石 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、今後親の面倒を見なければいけないことを見据え、実家近くで新しく家を建てようと決断しました。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、実家周辺の宅地・雑種地や申出者の母の所有地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号2について、申出者は、各種機械の設計、製作、販売業を営む法人ですが、工場の立地が集落から離れた遠隔地であるため、従業員の駐車場が

必要不可欠なところ、約 30 台分の駐車場が不足しているため、駐車場の整備を計画しています。しかしながら、所有地において確保できる敷地がなく、近隣地において検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号 1 番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号 2 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第 2 号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第 2 号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 12、議案第 8 号「四国中央市農業委員会の所管に係る四国中央市個人情報保護条例施行規程の廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第 8 号、「四国中央市農業委員会の所管に係る四国中央市個人情報保護条例施行規程の廃止」について、説明いたします。

本日配布しました、議案書（追加提案分）をご準備ください。

議案書 1 ページ議案第 8 号について説明いたします。

本議案は、令和 3 年に個人情報の保護に関する法律が改正され、市が制定している「個人情報保護条例」の廃止と新たな条例の制定に伴い、本規程を廃止するものです。

それでは、議案の内容について説明いたします。

本規程は、現行の条例の施行に関し、必要な事項を定めている「四国中央市個人情報保護条例施行規則」に倣い規定しています。

個人情報保護法が改正されたことにより、地方公共団体である市においても同法が適用され、現行の条例を廃止し、新たに「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。この新条例において、「法及び条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める」と規定されることで、各実施機関に効力を及ぼすことから、農業委員会が独自に規程等を定める必要がなくなります。

以上のことから、新条例に基づき、個人情報を取扱うため、現行の施行規程の廃止について、農業委員会の判断を求めるものです。

なお、施行期日は本年 4 月 1 日で、施行後は、市が新たに制定する「四国 中央市個人情報の保護に関する法律施行細則」により、個人情報の取扱いを運用することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 8 号、「四国中央市農業委員会の所管に係る四国中央市個人情報保護条例施行規程の廃止」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は、承認することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第 12 回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 45)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 大西 嘉 一郎

委 員 尾 藤 元 一